



## 第三次あきる野市 環境基本計画について

第1章では、「第三次あきる野市環境基本計画」の基本方針や位置付け、コンセプトと構成など本計画の前提となる基本的事項を掲載しています。

### 1. 環境基本計画とは

我が国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく計画で、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の全体的な方向性等を示すものです。

市においても、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、平成16(2004)年に「あきる野市環境基本条例」(以下「環境基本条例」という。)を制定し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18(2006)年3月に「あきる野市環境基本計画」(以下「第一次計画」という。)を策定しました。同計画の策定により、市民・事業者・市の三者による環境保全等に関する取組が体系化され、より計画的に進められることとなりました。

この度、「第二次あきる野市環境基本計画」(以下「第二次計画」という。)の中間評価及び見直しを行った「第二次あきる野市環境基本計画(改訂版)」(以下「第二次計画(改訂版)」という。)の計画期間が終了することに伴い、「第三次あきる野市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

本計画の取りまとめに当たりましては、本市で環境保全等に取り組む皆さんの想いを受け継ぎつつ、取組の進捗、国の動向などを踏まえ、目指す環境像や環境保全に関する取組内容などを見直しました。また、市民や事業者などを対象としたアンケート調査やワークショップ、本計画を検討するために組織したあきる野市環境基本計画市民検討委員会の意見を踏まえ、施策等に反映しています。

本計画は、本市の環境をより良くし、将来まで引き継いでいくことを目指して、市民・事業者・市が協力して取り組んでいくための「道しるべ」となるものです。



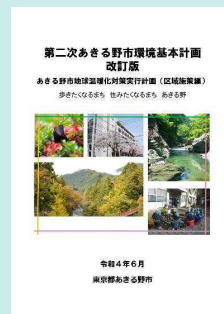
コラム

#### これまでの環境基本計画と分野別計画

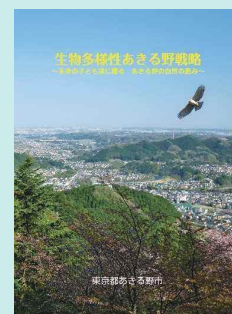
市では、「あきる野市環境基本計画」を策定し、環境保全等の取組を推進してきました。第二次計画改訂時には、「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)※」を統合しました。

また、本市の豊かな自然環境を保全し、持続させ、地域の活性化や自然環境を次世代へ継承することを目的として「生物多様性\*あきる野戦略」を策定し、生きものやその生息地の保全を推進してきました。

※統合とともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に準じて、「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」から「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に改めました。



第二次  
あきる野市環境基本計画  
改訂版



生物多様性  
あきる野戦略

## 2. 基本方針と推進主体

市では、第一次計画から、基本方針を「市民・事業者・市の協働(連携・協力)によって、豊かな自然と人々が共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」として、環境保全等の取組を推進してきました。この基本方針は、「環境基本条例」の理念に基づく普遍的なものであることから、本計画においても、このまま引き継ぐこととしました。このため、推進主体も、市民・事業者・市の三者となります。

### 基本方針

市民・事業者・市の協働(連携・協力)によって、  
豊かな自然と人々が共生できる  
持続的発展が可能な社会を実現する

### 推進主体の役割と協働の責務

各推進主体の主な役割は次のとおりです。一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、「協働の原則」(第5章参照)に基づき、各主体の特性を生かして、協働しながら取組を進めていきます。

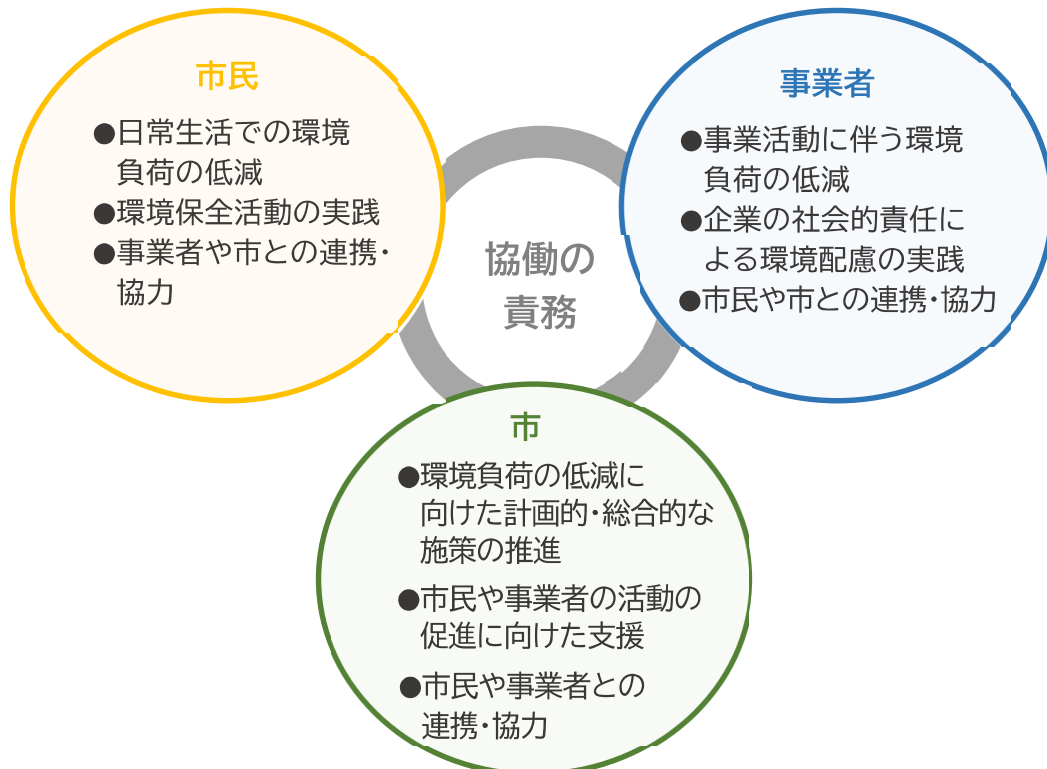


図 1 推進主体の役割

### 3. 計画の位置付け

#### (1) 計画の役割

本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定する計画です。

「第2次あきる野市総合計画」の環境分野を担い、市の環境行政の根幹をなす計画であり、市が執行する様々な行政分野において環境保全等の理念を提唱するとともに、本計画の推進に当たっては、他の分野の個別計画と連携・調整し、取組を遂行していきます。

本計画は、環境分野における個別計画等(以下「分野別計画」という。)の最上位となるもので、施策・取組の方向性を示します。

#### (2) 分野別計画の統合

本計画は、「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、新たに「生物多様性あきる野戦略」及び「地域気候変動適応計画」(新規策定)を包含します。

##### 「生物多様性あきる野戦略」

※本計画から包含

生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画

##### 「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

※第二次計画(改訂版)から包含

地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)第19条第2項に基づき、地域の特性に応じて温室効果ガス\*の排出量削減等の対策を推進する計画

##### 「あきる野市気候変動適応計画」

※本計画から包含(新規策定)

気候変動適応法第12条に基づき、気候変動の影響に対し、その被害を防止・軽減していくために地域の特性に応じた適応を推進する計画

#### (3) アクションプランの設定

第一次計画と第二次計画では、同計画に基づく取組の内容まで記載し、基本計画とアクションプランを合わせた構成としていました。しかしながら、環境や社会の変化が著しい今日においては、世界や国、東京都の動向に応じて、柔軟かつ早期に取組を実施しなければならない状況が想定されます。このため、施策に基づく具体的な取組については、アクションプランとして別に取りまとめることとし、環境や社会の変化に応じて、適宜見直しを図ることを可能とする構成としました。



コラム

#### 環境政策から目指す「ウェルビーイング」

国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げています。これは、環境の状況や環境対策のあり方は、経済・社会と密接に関連しており、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も改善していく必要があるためです。また、「ウェルビーイング」として、市場を通じた価値(賃金、GDP等)と非市場的価値(健康、快適さ等)の両方を引き上げていく「新たな成長」を目指しています。

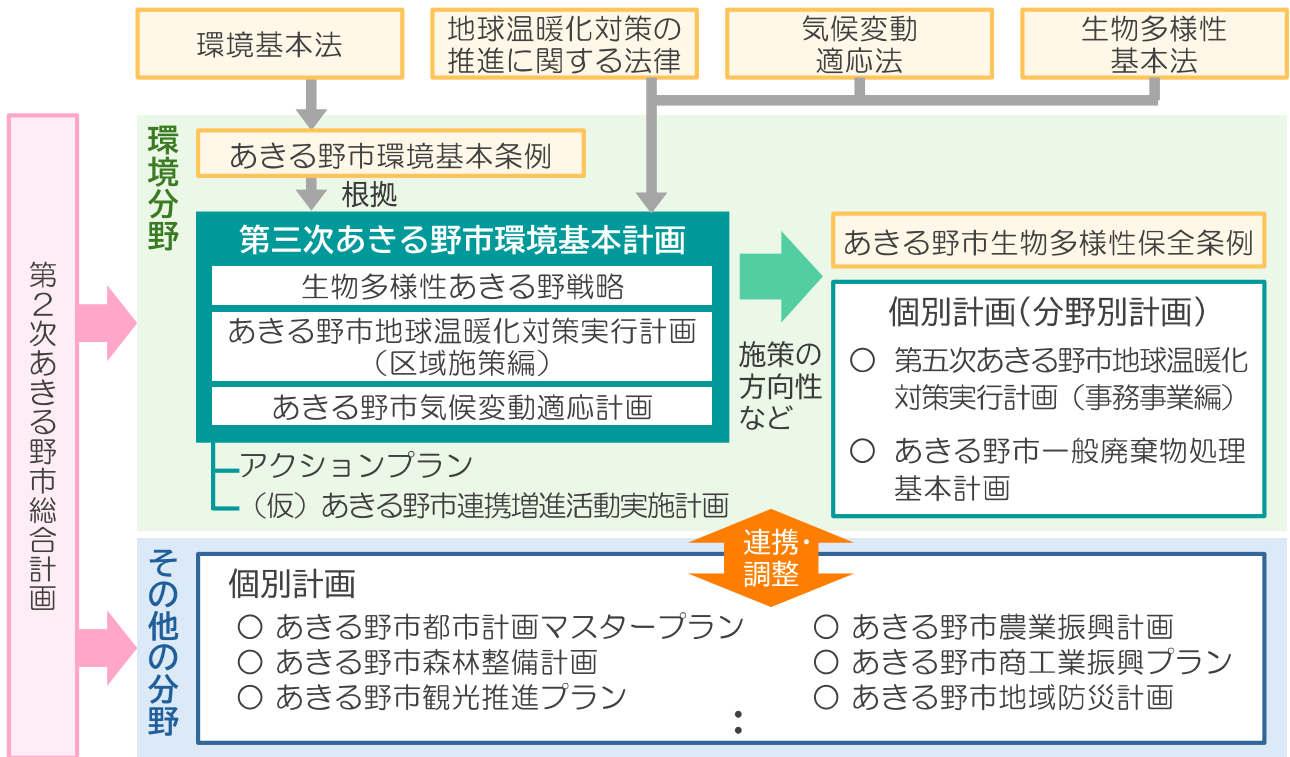
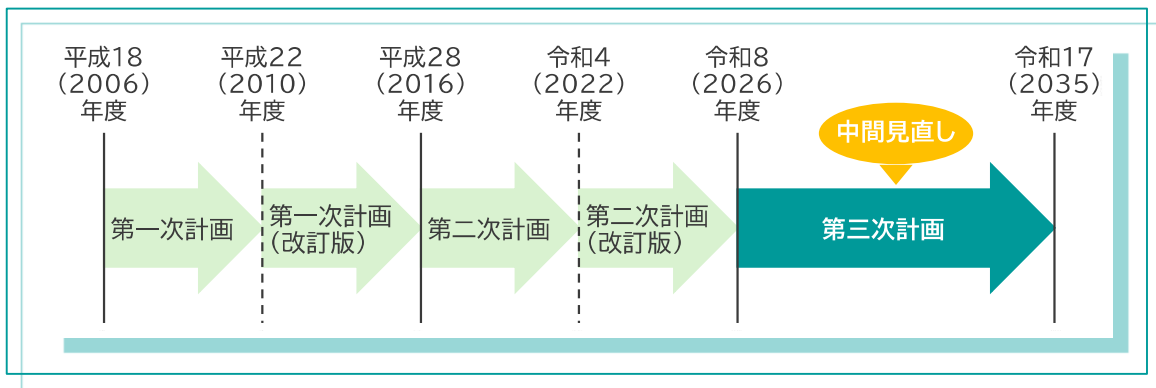


図 2 計画の位置付け

## 4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、中間評価及び社会情勢の変化への対応を行うために、中間見直しを実施します。



## 5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲を4つの環境分野に設定します。

自然環境分野	森林・農地・河川等の生きものの生存基盤となる環境、生きもの、生態系*など
生活環境・資源循環分野	大気、水質、騒音、資源・廃棄物、市街地等の事業・生活空間など
気候変動対策分野	地球温暖化対策、再生可能エネルギー*の導入、気候変動への適応など
人の活動分野	担い手育成、環境教育・学習、環境保全等の取組の協働・体制づくり

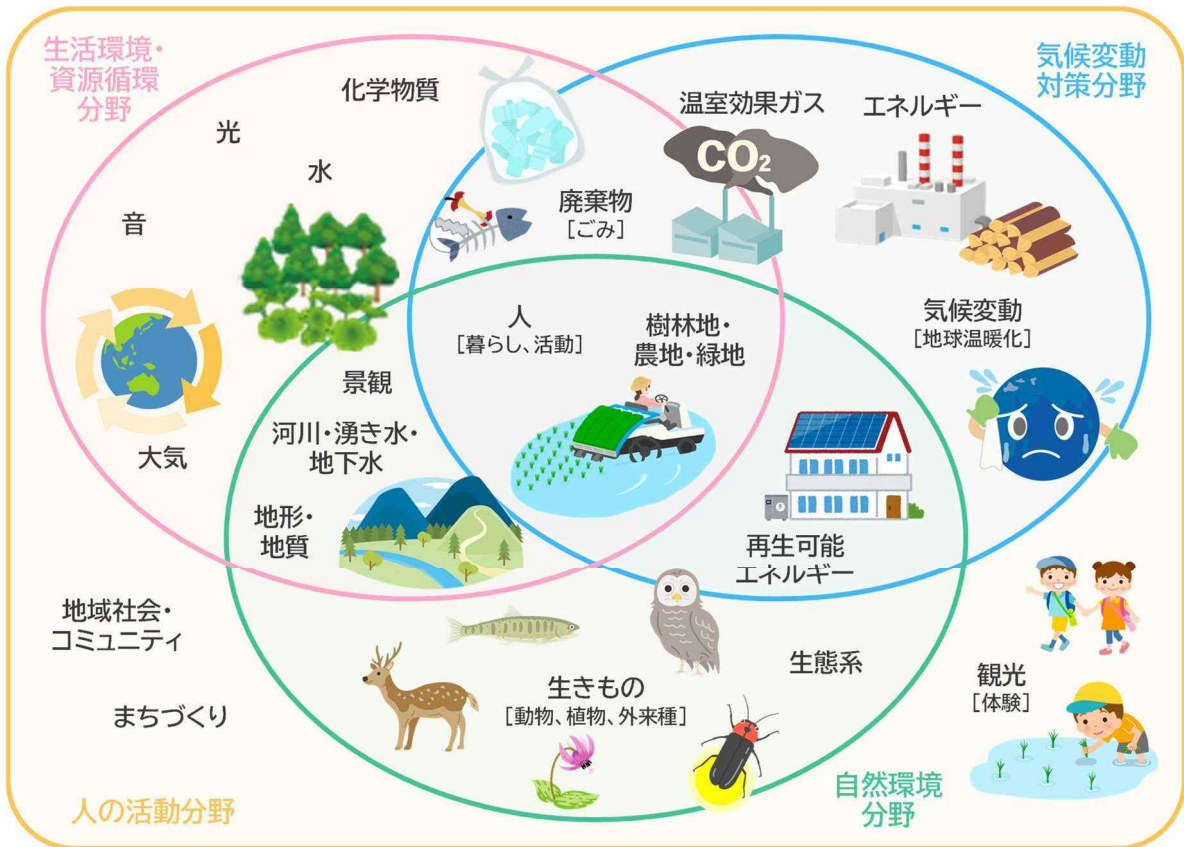


図 3 対象とする環境の範囲

### 社会・経済の基盤となる自然資本

私たちの暮らしは、自然の恵みの上に成り立っています。森林や土壌、水、大気、生物などの自然によって形成される自然資本が基盤となり、私たちの生活や事業活動が成り立っています。

つまり、このような自然資本が過度に失われてしまうと、社会や経済活動の基盤を失うだけではなく、人類の存続も脅かされるおそれがあります。

一人ひとりが日常から自然の大切さを実感し、環境負荷の低減に取り組むことで、自然資本が損なわれることを防ぎ、気候変動や生物多様性等の危機を回避するとともに、良好な環境を確保し、持続可能な形で利用することが重要です。



出典：環境省「ネイチャーポジティブポータル」ホームページ

## 6. 本計画のコンセプトと構成

### 計画策定のコンセプト

#### 本市の環境の状況と、環境・社会の変化に柔軟に対応した計画とします

本市は、東京都内にありながら、山林、河川、里山、農地などの多様な自然の下で、様々な生きものが暮らしています。計画策定においては、このような本市の環境の特性や状況を調査するとともに、第二次計画に基づく環境保全対策の進捗状況について振り返りを行い、これからの環境保全に向けた課題の抽出と、取組の検討を行いました。

また、国内外の環境分野に関わる社会情勢の変化や要請について注視し、国や東京都の方針を基に反映しました。

#### 市民・事業者に分かりやすい計画とします

多くの市民・事業者がともに環境保全等に取り組むことができるよう、親しみを持てるようなデザインとし、本市の環境の状態や取組、目標を分かりやすい表現で取りまとめました。

また、望ましい環境像の実現に向けて、分野別の方針などを整理しました。さらに、施策の進捗状況を把握するために、環境の状況を定量的に分かりやすく評価できる関連指標を設定しました。

#### SDGsの考え方との整合を整理します

「SDGs(Sustainable Development Goals の略:持続可能な開発目標)」は、令和12(2030)年までの世界共通の目標であり、17の目標から構成されています。本計画の推進により、SDGsの達成へ貢献していくことを目指し、関連する目標を環境分野ごとに整理しました。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図 4 持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標

出典:国際連合広報センターホームページ

## 計画の構成

本計画は、大きく次の5つの章で構成されます。

